

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																		
1	<p>(条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2項</u>に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの</p> <p>(評価書の公告後の報告等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>条例第33条第1項第2号の規則で定める者は、対象事業を実施した者又は報告書作成引継ぎ者とする。</u></p>	<p>(条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第7条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの</p> <p>(評価書の公告後の報告等)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 [略]</p>																		
2	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>第1種事業の要件</th> <th>第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 条例別表第4号に掲げる事業</td> <td>(1)・(2) [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件	[略]			4 条例別表第4号に掲げる事業	(1)・(2) [略]	[略]	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>第1種事業の要件</th> <th>第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 条例別表第4号に掲げる事業</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>出力が7,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業（法第2条第3項に規定する第2種事業に該当するもの及び法第4条第3項の措置がとられたものを除く。）</u> (4) <u>出力が7,500キロワット以上であ</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件	[略]			4 条例別表第4号に掲げる事業	(1)・(2) [略] (3) <u>出力が7,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業（法第2条第3項に規定する第2種事業に該当するもの及び法第4条第3項の措置がとられたものを除く。）</u> (4) <u>出力が7,500キロワット以上であ</u>	[略]
事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件																		
[略]																				
4 条例別表第4号に掲げる事業	(1)・(2) [略]	[略]																		
事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件																		
[略]																				
4 条例別表第4号に掲げる事業	(1)・(2) [略] (3) <u>出力が7,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事業（法第2条第3項に規定する第2種事業に該当するもの及び法第4条第3項の措置がとられたものを除く。）</u> (4) <u>出力が7,500キロワット以上であ</u>	[略]																		

[略]		

[略]

別表第2（第28条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
[略]		
10 [略]	[略]	
11 [略]	[略]	
12 [略]	[略]	
13 [略]	[略]	
14 [略]	[略]	
15 [略]	[略]	
16 [略]	[略]	
17 [略]	[略]	
18 [略]	[略]	
19 [略]	[略]	
20 [略]	[略]	

別表第3（第37条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
[略]		
10 [略]	[略]	

	る発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業（法第2条第3項に規定する第2種事業に該当するもの及び法第4条第3項の措置がとられたものを除く。）
[略]	

[略]

別表第2（第28条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
[略]		
10 [略]	[略]	
11 別表第1の4の項の風力発電所の設置又は変更の工事の事業に該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域としないこと。
12 [略]	[略]	
13 [略]	[略]	
14 [略]	[略]	
15 [略]	[略]	
16 [略]	[略]	
17 [略]	[略]	
18 [略]	[略]	
19 [略]	[略]	
20 [略]	[略]	
21 [略]	[略]	

別表第3（第37条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
[略]		
10 [略]	[略]	

		11 別表第1の4 の項の風力発電 所の設置又は変 更の工事の事業 に該当する対象 事業	発電所の出 力	発電所の出力が10パー セント以上増加しない こと。
			対象事業実 施区域の位 置	変更前の対象事業実施 区域から300メートル 以上離れた区域が新た に対象事業実施区域と ならないこと。
			発電設備の 位置	発電設備が100メート ル以上移動しないこと 。
11	[略]	[略]		
12	[略]	[略]		
13	[略]	[略]		
14	[略]	[略]		
15	[略]	[略]		
16	[略]	[略]		
17	[略]	[略]		
18	[略]	[略]		
19	[略]	[略]		
20	[略]	[略]		
12	[略]	[略]		
13	[略]	[略]		
14	[略]	[略]		
15	[略]	[略]		
16	[略]	[略]		
17	[略]	[略]		
18	[略]	[略]		
19	[略]	[略]		
20	[略]	[略]		
21	[略]	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の4の項の第1種事業の要件の欄の(3)又は(4)に掲げる要件に該当する事業であって次の各号のいずれかに該当するものについては、改正後の規則の規定は、適用しない。
 - (1) 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号。以下「改正政令」という。）附則第2条に規定する事業
 - (2) 改正政令附則第3条第1項に規定する手続未着手事業であって同項若しくは改正政令附則第4条第1項の規定による届出又は改正政令附則第3条第5項若しくは第4条第2項の規定による通知が行われたもの